

平成29年横瀬町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月24日(月) 午前10時から10時41分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田 祐次	
会長職務代理者	9番	岸岡 広雄	
農業委員	1番	浅見 孝子	
	2番	小室 寿徳	
	4番	町田 恒夫	
	5番	町田 修一	
	6番	今井 健司	
	7番	木崎 泰明	
	8番	加藤 典男	
	10番	富田 哲夫	
	農地利用最適化推進委員	第1	平沼 敏明
		第2	小河 俊夫
第3		村越 聡	

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第11号 農地法第3条による許可申請に関する件

第4 議案第12号 農地法第5条による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田 文利
書記	町田 勝一
書記	逸見 雅彦

7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。本日は委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第6回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

4番、町田恒夫委員、6番、今井健司委員、ご兩名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。議案数を勘案いたしまして、会期は本日1日間にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

続きまして、日程第3、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第11号番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼でございます。上程されました議案第11号の1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る21日午後、補助農業委員の岸岡さん、また事務局と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。非常に現地は皆さんも新聞等を見てわかるように、大豆がきれいに植わっておりました。北側はちょっとサツマ

等が植わっているようでした。非常にきれいに整備されております。

農地周辺の影響等は特に問題ないと思いますので、委員皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の9番、岸岡委員、お願いします。
9番。

岸岡委員 補助委員の農業委員の岸岡でございます。
先ほど平沼委員がおっしゃったとおりで、7月の21日の午後3時、現地を役場の事務局と3名で見てまいりました。大変整備がよくできていて、安心できる環境にあるという判断をいたしました。あわせて今後の農地活用のためによりよい管理で維持をしていくためには、この内容については何ら問題なく、賛同できる内容と理解をした次第でございます。皆様の審議よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 以上で担当委員及び補助委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第11号番号1については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第11号番号1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第11号番号2及び番号3、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたしたいと思いますが、これは営農型太陽光発電設備関連でございますので、一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第11号番号2及び番号3、議案第12号を一括上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 以上で事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河さん。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。ただいま一括上程されました議案第11号番号2、番号3、議案第12号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る7月21日、補助農業委員の富田委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。本件は、平成26年7月22日に申請許可になっております設定期間3年間の継続延長の申請です。議案11号番号2、太陽光発電施設の建設のための地上権設定です。議案11号番号3は、営農型太陽光発電施設下で営農、サカキ栽培を、サカキは1.5メートルぐらいに成長しており、下草もよく除去されておりました。また、間の農地も草刈りするよう口頭で指導いたしました。

議案12号番号1、地番〇〇〇〇番の〇、1,673平米のうち0.349平米は、太陽光発電支柱の立てられた部分の面積を一時転用し、設定期間3年間継続延長の契約更新したい申請です。周辺農地の影響は少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の10番、富田委員。

はい、10番。

富田委員 10番、補助委員の富田です。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第11号の2番、3番、議案12号の案件につきまして、補助説明を述べさせていただきます。

今回の許可申請の内容は、3年前に設置されました営農型の太陽光発電及びその下でのサカキの栽培の契約更新ということです。去る21日の日に推進委員の小河さんと現地に赴き、サカキが栽植されていることを確認してまいりました。地主さんは体調不良、また管理をしている借受人の方は仕事の都合で同席はかないませんが、電話にてこの3年間の間、周

辺への影響やクレーム等の事案がなかったかどうかということにつきまして伺ったところ、全くそういうことは今までにはありませんでしたということでした。

そして、最後に定期的に下草を刈っていただいて、農地管理をしておいてくださいということをお願いしてまいりました。作付面積等の変更は、3年前と全く同じで、一切ございません。よろしくご審議を申し上げる次第です。

以上でございます。

議長 以上で担当委員及び補助委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。

7番。

木崎委員 推進委員さんにご質問を申し上げたいと思いますが、この申請につきましては、再度の申請、期間が切れてのまたこれから3年にわたっての申請という内容でございますけれども、この申請地に対する過去3年間、簡単な説明がございますけれども、その辺も詳しく、関係人からこの過去3年間の営農状況、またその農地の管理状況が聞かれていれば、その辺の話をまた伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長 小河推進委員。

小河推進委員 ただいまの7番の木崎さんにお答えいたします。

私が推進委員になったのは2年前です。それでことし初めてこういう件が出てきたので、まだ私は確認しておりませんので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長 7番。

木崎委員 それでは、同じような質問ですが、事務局は何かそんな話は聞いていますか。再度の申請ということになると、これ営農型太陽光発電設備については、過去3年の営農状況、そういったものが多分重要視されて、それで再度の申請について許可を求めるといような形であると思うのです。だから、その辺をある程度営農状況は余り確認しないで、今後出された申請についても許可をすることになると、またまた問題が出てくるかと思ひますけれども、その辺営農状況についてある程度重要視しての検討というのが必要だと思ひます。その辺もし事務局で聞いていれば、過去3年間の営農状況、あと過去3年間の管理状況、その辺も聞いていただひ話を

伺いたいと思います。

議 長 ちよつと休憩します。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時25分

議 長 再開いたします。

事務局。

事 務 局 7番委員さんの再度のご質問に対して、お答えをさせていただきたいと思ひます。

3年間の営農状況ということでございます。3年間ということで、その1年ごとに営農状況の報告書の提出をさせていただいております。昨年も大分サカキが大きくなってきたということで、あと1年もたてば販売できるのではないかとということで報告書を承っております。その報告書につきましては、県にも送付してございますので、営農型太陽光発電でございますと、埼玉県で今許可になる農作物につきましては、サカキとタマリユウの2種類の作物でございますので、その辺は直接の営農者とのやりとりはございませんけれども、報告書をもって事務局としては確認しているところでございます。

以上でございます。

議 長 7番さん、了解ですか。

木 崎 委 員 はい、了解です。

議 長 他にご質問ございませんか。

9番。

岸 岡 委 員 サカキをつくるために大変努力をされているという資料が既に渡されておまして、目を通したところでございますが、利益面の観点からちょっとお聞きしたいのですが、配られた資料の最後に、3年間やって〇〇〇〇〇〇〇〇の収入を得たという資料が手元に届いております。これから先の来年4年目が〇〇〇〇と、5年目は〇〇〇〇というプランがずっと組まれておりますが、このデータについての精度と申しますか、実際はもっと大変なのではないかというのが私の目なのですが、この辺の数字のやりとりは何か事務局のほうは理解されておられますか。

議 長 休憩いたします。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時30分

議長 再開します。
事務局、答弁をお願いします。
事務局。

事務局 9番委員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思います。
先ほど営農計画について、4年目、5年目ということで金額についてのご質問がございましたけれども、あくまでも営農計画書でございますので、ご本人の計画に基づいて提出されたものと、あと前回は委員さんにご承知かもしれませんが、専門家の意見を入れてこの営農型太陽光発電ということで計画がされて許可になったと思います。

先ほど7番委員さんからもご質問がございましたけれども、報告書のごとで答弁させてもらったのですけれども、その報告書にも3年目はまだ売れなかったということでございましたので、専門家の意見を付して報告をされている経緯がございます。

ということになりますと、4年目、5年目、6年目についても、専門家の意見と耕作者の意見を勘案して計画されたものと事務局は認識しているところでございます。

以上でございます。

議長 9番。
岸岡委員 概略的なお話はご理解いたしました。心配するのは、一生懸命やったださる農家の方のために、よりプラス、また利益になる経営ができるよう、我々を含めて側面から援助、支援をできればいいなという気持ちを持っておりまして、そういうバックアップを考えながら、今後これが伸びていくようにということを期待したいと思います。ありがとうございました。

議長 他にございませんか。

7番。

木崎委員 事務局にお伺いをします。

この申請が許可された、さかのぼって3年前というのは、私いなかったのではわからないので、その辺愚問になるかもしれませんがお聞きしたいと思います。申請書の中で面積がうたわれてあります。実際の面積、それに対する内垣の面積ということになってはいますが、この内垣の面積が大分小さい、小数点以下の面積になっております。その辺の根拠、そういったものを説明していただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 事務局。

事務局 ただいまの7番委員さんのご質問にお答えいたします。

ご指摘ございました面積0.349平方メートルですが、こちらの内訳でございます。ソーラーパネルを載せます、太陽光発電施設を載せます架台の支柱、こちらが38本あるのですが、こちらの1本当たりの面積が0.0081平方メートル、これが38本です。それと、電線を引き込む引き込み柱なのですが、こちらの柱が少し太くて0.0415平方メートル、直径これは230ミリです。これが1本ございます。この内訳としまして0.0081平方メートルが38本、それと0.0415平方メートルが1本ということで、合わせまして0.349平方メートル、これが柱の面積ということでございます。よろしく申し上げます。

議長 7番さん、いいですか。

木崎委員 はい、ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

4番。

町田委員 現地を見せていただきまして、これは固定資産税逃れになると非常に問題なのですけれども、その辺のところを含めてしっかりと検証していく必要があるかと思えます。周りを見ますと、非常に耕作放棄地もふえておりまして、そういう中で積極的にそういった自然の電力をつくるということは非常に望ましいことだと思うわけですが、それに加えてやっぱり固定資産税逃れになりますと、非常に問題があるのではないかなと思えますので、今後そういったことも踏まえて検証していく必要があるのではないかと思いますので、農業委員会としてその辺の検証をしっかりとやっていただければいいかなと思えます。よろしく申し上げます。

議長 これ質問ですか。

町田委員 今後の方向性です。

議長 事務局。

事務局 4番委員さんのご要望というか、これからの方向性についてお答えをさせていただきます。

先ほど固定資産税逃れみたいなことになってはならないということでございます。そもそもこの太陽光発電施設というものは、今回は営農型ですが、この営農型につきましても、優良農地でもできるということがございます。その中で太陽光を設置しない場合、収量を100%とした場合、太陽光発電を設置したら80%の収量が必要ということが必要になってまいります。そういうことで、この営農型太陽光発電施設につきましても、1

種農地でも設置は可能でございます。そういうことで、もしこの営農が状況が悪い場合、1種農地となると、転用はできないわけでございますので、取り壊しです。

今回横瀬町の場合につきましては、3年ごとの農業委員会の審議をしていただいて、下の状況が本当に悪いような場合は、もうそうなった時点で全転用になる。横瀬の場合は2種農地でございますので、全転用も可能なところでございますので、全転用にすることになりますので、確かに営農型ですと固定資産税逃れみたいなことになってはならないものですから、その辺はこれから農業委員会の委員さんの方でよく現地をパトロールしていただいて、状況が悪化した場合には事務局に連絡いただければありがたいと思います。

以上でございます。

議 長 ただいまの4番さん、8番さんのご意見、大変よいものをいただきましたけれども、本来両名が質問したことに対しましては、農業委員会で率先してやらなくてはならないことなので、よろしくをお願いします。

他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。一括上程されました上程中の議案第11号番号2及び番号3につきましては許可をし、議案第12号につきましては許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第11号番号2、番号3の農地法第3条による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。なお、許可日は、議案第12号の許可日といたします。

続きまして、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際して不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議

長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時41分)